

評議員及び役員等報酬規程

(目的)

第1条 この別則は、社会福祉法人杉の子保育会の定款第21条に基づき、評議員及び役員・役員等の報酬及び費用の支給基準と支給する金額について定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号の掲げる用語定義は、当該各号の定めによることとする。

- (1) 評議員とは、定款第5条により選任された者をいう。
- (2) 役員とは、第15条により選任された理事及び監事をいい、第6条により選任された外部委員、また第三者委員を役員等という。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤ではない者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費・宿泊費・実費を含む）等の経費をいう。

(勤務形態に応じた報酬の支給)

第3条 評議員・役員・役員等に対しては、職務遂行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている常勤の役員に対しては、報酬を支給しない。

(報酬の額)

第4条 常勤の役員に対する給与の額は、給与規定に準じて決定され雇い入れ施設から支給されるものとする。

- (2) 評議員に対する報酬等は別表1・別表2に定める額とする。
- (3) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表1・別表2に定める額とする。
- (4) 役員等に対する報酬の額は別表1・別表2に定める額とする。
- (5) 非常勤の役員、役員等に対する報酬の上限額は別表4の額以内とする。

(支払方法)

第5条 評議員、非常勤の役員、役員等に対する報酬の支払いは業務にあたった回数を毎月末日締めで算出し、翌月10日払いとする。

(2) 報酬等は本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振り込むこととする。

(費用)

第6条 常勤の役員が出張する場合には、別に定める旅費規程に基づき旅費等を支給する。

(2) 評議員、非常勤の役員、役員等が出張する場合には別表3に定める旅費等を支給する。

(公表)

第7条 この法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2-2に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は令和元年6月1日より施行する。

この規程は一部改訂し、令和7年12月17日より施行する。

この規程は一部改訂し、令和7年6月20日より施行する。

別表 1 評議員・非常勤の役員/役員等の報酬（会出席）

名称	報酬	旅費	備考
評議員会出席報酬	20,000 円	実費	・ 旅費は 100 km 以上の高速鉄道・飛行機の利用に係る実費とする ・ 報酬は税引き前
評議委員会書面決議	5,000 円	-	
役員会（理事・監事）出席報酬	20,000 円	実費	
役員会（理事・監事）書面決議	5,000 円	-	
評議員選任・解任委員会出席報酬	17,000 円	実費	
苦情対応第三者委員会出席報酬	17,000 円	実費	

別表 2 評議員・非常勤の役員/役員等の業務報酬

名称	報酬	旅費	備考
評議員業務報酬	1 日 24,000 円 半日 12,000 円	実費	・ 旅費は実費全額を支払う ・ 報酬は税引き前
非常勤役員/役員等業務報酬	1 日 24,000 円 半日 12,000 円	実費	
監事監査報酬	1 日 25,000 円	実費	・ 旅費は 100 km 以上の高速鉄道・飛行機の利用に係る実費とする ・ 報酬は税引き前
入札立会	17,000 円	実費	
苦情対応第三者委員会調停（1 回）	17,000 円	実費	
第三者委員苦情電話対応相談（1 回）	5,000 円		

* 業務報酬の半日は 4 時間・1 日は 8 時間程度とする

別表 3 評議員・非常勤の役員/役員等の旅費

旅費	宿泊費	その他（研修費等）
実費	実費（上限 20,000 円）	実費

別表 4 非常勤の役員/役員等の報酬の限度額

職名	上限額（年度）
理事（非常勤）	1,000,000 円
監事	500,000 円
評議員選任解任委員	100,000 円
第三者委員	100,000 円